

2025年7月

お客さま各位

豊田信用金庫

在留カードをお持ちの外国人のお客さまへ

平素より豊田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

近年わが国では、電話をかけるなどして信用させ現金等をだましとる特殊詐欺や口座の売買による不正利用といった事案が多発しています。2024年12月24日、警察庁は金融機関に対して、在留期間が満了し、更新等のお届けがない外国人のお客様のお取引を一部制限するように要請しました。こうしたことから、安心・安全な金融システムを維持するためにも、当庫では定期的にお客様の口座のご利用目的やお客様情報のご確認をお願いしております。

つきましては、下記のご対応をお願いいたします。お手続きに必要な場合がございますので、ご来店時には通帳、キャッシュカード、お届けいただいているご印鑑もお持ちください。

なお、本件につきましては2025年4月にご案内しておりますが、在留資格に応じた必要書類を追加しております。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 在留期間のあるお客さま

在留カードを口座のお取引店にご持参いただき、窓口でご本人様確認のお手続きをお願いいたします。

現在の在留資格が「特定活動」「特定技能」「高度専門職」の場合は、在留カード等に加えて、指定書もしくは就労資格証明書をご用意ください。

2. 在留期間を更新しないお客さま

お取引店にて、在留期間を更新されない旨をお伝えいただき、口座の解約手続きをお願いいたします。

3. 永住者資格をお持ちのお客さま

お取引店にて、永住者である旨をお伝えいただき、在留カードや特別永住者証明書、又は帰化したことが分かる書類によりご本人様確認のお手続きをお願いいたします。

当庫にお届けいただいている在留期間満了日を超過した場合や在留カードや当庫が求める書類のご提示に応じていただけない場合は、法令、警察庁からの要請および預金規定に基づき、一部のお取引を制限させていただきます。

今後、在留カードを更新される場合は、更新後の在留カード等をご持参いただき、ご本人様確認のお手続きをお願いいたします。

外国語でのご案内は、「在留期間満了日に関するお知らせ(PDF)」をご参照ください。

以上